

宝塚市カラスによる被害の防止に関する条例（案）に係る検察協議経過及び結果

平成30年（以下同年）6月4日（月） 中野議員から条例制定に係る検察庁協議の手続きについて依頼を受ける。

6月7日（木）午後 神戸地方検察庁（以下「神戸地検」という。）検事正あて、協議依頼文書（平成30年6月7日付け宝議議第162号）を送付する。

6月11日（月）午前 神戸地検企画調査課から電話あり

- ・本条例を9月定例会に提出するとなれば、いつまでに回答が必要かとの問いがあり、8月中旬（できれば8月初め）までには回答がほしい旨回答する。
- ・本条例の必要性及び目的（＝立法事実）をメモ程度でよいので、文書で神戸地検（企画調査課）に送ってほしいとの依頼があり（FAX可）、後日送付する旨回答する。

6月12日（火）

- ・中野議員との協議後、立法事実をFAXで送付（※1）する。

7月4日（水）午後 神戸地検、担当検事から電話あり

- ・本条例については、照会し、その回答を踏まえて、協議結果を通知する。
- ・4項目について照会があり、電話でよいので回答がほしいとの依頼に対し、中野議員と協議するので、少し猶予がほしいと回答する。

7月5日（木）午後 中野議員との協議後、神戸地検、担当検事に電話する。

- ・担当検事が5日及び6日は不在のため、9日（月）に再度電話する旨伝える。

7月9日（月）午前 神戸地検、担当検事に電話（会議中のため不在であったが、折り返し検事から電話があった。）する。

- ・7月4日に担当検事から照会があった4項目について、別紙（※2）の内容のとおり回答する。
- ・担当検事から第2条第2号中「占用」は「占有」の間違いではないかの指摘があり、「占有」が正しいので、その様に修正する旨回答する。
- ・担当検事から第2条の3箇所について修正をした条例案を送付してほしいとの依頼があり、送付する旨回答する。

7月9日（月）午後 神戸地検あて、条例案（修正後）を送付する。

7月18日（水）午後 神戸地検、担当検事から電話あり

- ・第2条第2号「給餌」の定義について、「継続して行う」だけでは要件が限定的すぎて、実効性に欠けるのではないかとの指摘があり、箕面市及び奈良市と同様に、「継続し、又は反復して行う」に修正する旨回答する。

7月19日（木）午後 神戸地検あて、条例案（修正後）を発送する。

7月23日（月）午前 神戸地検企画調査課から電話あり

- ・第2条第2号中「カラスが集散すること認識しながら」を「カラスが集散することを認識しながら」に修正してほしいとの依頼があり、そのように修正する旨回答する。
- ・修正した条例案が神戸地検に届き次第、その案をもって、罰則の適用に関する神戸地検の意見を返送する予定である。

7月23日（月）午後 神戸地検あて、条例案（修正後）を発送する。

7月30日（月） 神戸地検からの回答書を受領する。

- ・平成30年7月27日付け神地企第104号（※3）により、罰則の適用に関し、特に是正すべき点はない旨の回答を受ける。